

排水機能の確保により、農地・宅地等への被害を未然に防止 (愛知県名古屋市、一宮市)

農林水産省 東海農政局
事業者：木曽川水系土地改良調査管理事務所

災害時に効果を発揮した3か年緊急対策の事例



対策前 (S51被災時)



対策後

排水機場の整備



対策名：No.107 農業水利施設に関する緊急対策

事業名：国営かんがい排水事業

- 3か年緊急対策により排水機場の整備を前倒し実施
- 排水機能を維持し、農地・宅地等の湛水被害を未然に防止

地域の概要・課題

本地域は、愛知県西部の濃尾平野に位置する低平地であり、名古屋市外8市2町1村にまたがる木曽川の豊かな水を活かした都市近郊農業地帯です。

過去には、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年並びに昭和51年の集中豪雨等により甚大な被害に見舞われてきました。特に昭和51年の豪雨時には2日間で383mmの降雨量を観測し、9,320haの農地・宅地等に湛水被害が発生しました。

事業の概要

昭和60年から国営かんがい排水事業「尾張西部地区」等により地域の排水機場を造成しましたが、造成後老朽化が進行し、施設機能が劣化しています。

大都市近郊の排水施設であることを踏まえ、施設機能の維持や長寿命化のため、耐震化対策の加速化や、機場設備の更新を3か年緊急対策として、事業を前倒し実施しました。

効果

排水機能を維持することで農地・宅地等への被害を未然に防止します。



施設造成前
湛水面積 9,320ha
(383mm/2day)



令和2年7月豪雨の際にも排水機場が稼働し湛水被害の防止に貢献しました。